

9. スクラッチ 予選(6km)

各組の上位8名が決勝戦へ

【第1組】

ヘルメット・ カバーNo.		選 手			都 県 名	学 校 名	記 録	着 順	順 位
No.	色	ID	氏 名	学 年					
1	白	427	池 西 拓 海	3	埼 玉	栄 北		3	3
2	黒	804	塩 澤 一 輝	3	山 梨	甲 府 工		12	12
3	赤	323	大 河 辰 也	3	群 馬	伊 勢 崎 工		2	2
4	青	705	小 野 竜 介	3	千 葉	京 葉 工		9	9
5	黄	210	小 口 達 矢	2	栃 木	作 新 学 院		7	7
6	白黒	508	小 松 正 和	2	東 京	昭 和 一 学 園		5	5
7	白赤	625	浅 井 壱 平	3	神 奈 川	保 土 ヶ 谷		13	13
8	白青	103	飯 島 隆 暁	2	茨 城	取 手 一		14	14
9	赤青	206	川 上 祐 平	2	栃 木	真 岡 工		10	10
10	黒黄	824	永 嶋 勇 樹	3	山 梨	笛 吹		6	6
11	黒赤	302	原 澤 雅 年	3	群 馬	前 橋 育 英	8' 05" 35	1	1
12	黒青	512	青 木 英 光	3	東 京	成 城		15	15
13	白黄	407	渡 辺 慶 太	1	埼 玉	浦 和 工		4	4
14	赤黄	609	金 子 征 誉	2	神 奈 川	法 政 二		8	8
15	青黄	527	熊 田 湧 太	2	東 京	八 王 子 桑 志		11	11
16	緑	318	上 原 拓 馬	1	群 馬	高 崎 工		16	16

【第2組】

ヘルメット・ カバーNo.		選 手			都 県 名	学 校 名	記 録	着 順	順 位
No.	色	ID	氏 名	学 年					
1	白	101	須 貝 翔 吾	3	茨 城	取 手 一		6	6
2	黒	201	阿 部 航 大	3	栃 木	真 岡 工		12	12
3	赤	604	鈴 木 良	3	神 奈 川	法 政 二		2	2
4	青	529	袖 山 耕 輔	3	東 京	日 大 豊 山		5	5
5	黄	702	渋谷 泰 世	2	千 葉	千 葉 経 済		DNF	
6	白黒	823	森 川 太 壱	3	山 梨	笛 吹		4	4
7	白赤	313	青 木 武 文	2	群 馬	高 崎 工		11	11
8	白青	413	橘 田 和 樹	2	埼 玉	立 教 新 座		8	8
9	赤青	405	助 川 翔 太 郎	3	埼 玉	川 越 工	7' 54" 60	1	1
10	黒黄	617	田 野 口 翔 一	3	神 奈 川	横 浜		3	3
11	黒赤	520	鈴 木 健 矢	3	東 京	八 王 子 桑 志		DNF	
12	黒青	307	小 池 匠	2	群 馬	前 橋 工		7	7
13	白黄	816	齋 藤 慧 山	2	山 梨	富 士 北 稜		14	14
14	赤黄	636	中 島 駿 佑	3	神 奈 川	横 浜 創 学 館		13	13
15	青黄	809	川 野 潤	2	山 梨	甲 府 工		9	9
16	緑	422	倉 田 俊 宏	3	埼 玉	栄 北		10	10

16. スクラッチ 決勝(8km)

ヘルメット・ カバーNo.		選 手			都 県 名	学 校 名	記 録	着 順	順 位
No.	色	ID	氏 名	学 年					
1	白	302	原 澤 雅 年	3	群 馬	前 橋 育 英		14	16
2	黒	405	助 川 翔 太 郎	3	埼 玉	川 越 工		11	10
3	赤	323	大 河 辰 也	3	群 馬	伊 勢 崎 工		15	13
4	青	604	鈴 木 良	3	神 奈 川	法 政 二		4	4
5	黄	427	池 西 拓 海	3	埼 玉	栄 北	10' 40" 80	1	1
6	白黒	617	田 野 口 翔 一	3	神 奈 川	横 浜		2	2
7	白赤	407	渡 辺 慶 太	1	埼 玉	浦 和 工		7	7
8	白青	823	森 川 太 壺	3	山 梨	笛 吹		5	5
9	赤青	508	小 松 正 和	2	東 京	昭 和 一 学 園		12	11
10	黒黄	529	袖 山 耕 輔	3	東 京	日 大 豊 山		10	9
11	黒赤	824	永 嶋 勇 樹	3	山 梨	笛 吹		13	12
12	黒青	101	須 貝 翔 吾	3	茨 城	取 手 一		3	3
13	白黄	210	小 口 達 矢	2	栃 木	作 新 学 院		16	14
14	赤黄	307	小 池 匠	2	群 馬	前 橋 工		6	6
15	青黄	609	金 子 征 誉	2	神 奈 川	法 政 二		8	15
16	緑	413	橘 田 和 樹	2	埼 玉	立 教 新 座		9	8

ID302 前橋育英 原澤雅年選手 と ID609 法政二 金子征誉選手は、第66条11項により、降格とする。